

会計運用規定

第1章 総則

第1条 本規定は、東京都立葛飾総合高等学校会計規則第47条に基づいてこれを定める。

第2条 本校生徒会会計業務は、生徒会執行部会計がその職務として行う。

第2章 収入

第3条 生徒会費は次の収入をもって充当する。

- ①会員の会費
- ②前年度の繰越金
- ③寄付金
- ④その他

第3章 予算

第4条 会計は予算案を作成するに際して、14日前までにその告示をしなければならない。

第5条 告示後、予算案の作成に際して、各生徒会所属団体の会計は予算請求書を提出することが出来る。

第6条 会計および各生徒会所属団体会計は、予算請求書について個別折衝、団体折衝の権利を持ち、いかなる団体もこの要求を拒むことは出来ない。

第7条 会計は以下のものについて明記された予算案を作成し、全会員に公表しなければならない。

- ①請求団体名
- ②品名
- ③数量
- ④単価
- ⑤金額

第8条 各会員は、予算案に対して質問および意見、修正案を提出することができる。

第9条 予算案は、生徒総会において本会則に沿って採決されなければ、その執行を認めない。

第10条 予算の執行は、生徒総会の承認後に行われる。また、予算執行の期間は本会総則第43条に示す会計年度内とする。

第4章 補正予算

第11条 会計は補正予算を作成するに際して、14日前までにその告示をしなければならない。

第12条 補正予算案は、その年度の会計の一部であり、作成までの手続きは本規定第5条から第9条による。

第13条 補正予算の執行には、中央委員会の承認が必要である。

第5章 物品購入

第14条 請求団体は、購入した物品の請求書または領収書を、会計に提出しなければならない。

第15条 請求団体は、請求した物品の保管場所を、会計および会計監査に報告しなければならない。

第6章 決算

第16条 会計は、その年度の決算報告を必ず作成しなければならない。

第17条 決算報告には全会員の3分の2以上の承認がなければならない。

生徒会会則

序文

東京都立葛飾総合高等学校生徒会会則は、会員の自発的、自立的な活動を求め、尊重し、権利を保持するために制定される。生徒会活動の目的は以下の通りである。

- (1) 生徒会活動を通して、自主的、自律的な生活態度を身に付ける。
- (2) 規則の遵守、思いやりの精神を養い、生徒相互の連帯感や豊かな人間性を養う。
- (3) 地域との連携を推進し、進んで社会に貢献しようとする態度を身に付ける。
- (4) 学校行事に積極的に参加し、行事の充実を図るとともに、校風の構築と継承、発展などを図る。

第1章 総則

第1条 本会は、東京都立葛飾総合高等学校生徒会と称する。(以下本会と略す。)

第2条 本会は本校生徒全員を会員とし、本校教職員を顧問とする。

第3条 本会は、全会員の意思を尊重し、その活動は会員の総意に基づく。

第2章 会員の権利・義務

第4条 会員は生徒会活動に参加する権利を有する。

第5条 本会会員は、次の権利を持つ。

- ① 議決権 ② 発言権 ③ 選挙権 ④ 被選挙権
- ⑤ その他本会会則に定めるすべての権利

第6条 本会会員は次の義務を負う。

- ① 本会規約を守る義務
- ② 本会の決定に従う義務
- ③ 生徒会費を納める義務

第3章 機関・組織

第7条 本会には、次の機関を置く。

- (1) 生徒総会 (2) 生徒会執行部
- (3) 中央委員会 (4) 会計監査
- (5) 各種専門委員会 (6) 部活動委員会
- (7) 選挙管理委員会 (8) HR委員
- (9) 臨時委員会

第4章 生徒総会

第8条 生徒総会は本会の最高議決機関である。その議決は、他の機関の決定に優先する。

第9条 生徒総会は、全生徒に「参加する権利」と「参加する義務」がある。

第10条 総会では次の事項を審議・決議する。

- ① 予算・決算の承認
- ② 本規約の改正・廃止の承認
- ③ 各委員会、各部の活動内容
- ④ 部への昇格及び廃部について

⑤ 会員からの質問

⑥ その他、必要が認められた事項

第11条 生徒総会は次の場合開催される。

(1) 定例会 年1回

(2) 臨時会

- ・ 全会員の4分の1以上の要求があった場合
- ・ 生徒会長が必要と認め、中央委員会の承認を得た場合
- ・ 選挙管理規定第17条に基づき、中央委員会から生徒総会開催の要求があった場合。

第12条 生徒会長は総会を下記の通り招集する。

① 定例総会は2週間前とする。

② 臨時総会は5日前とする。

第13条 総会が開かれるとき、会長は議事を原則として下記の期日までに公表しなければならない。

① 定例総会 5日前

② 臨時総会 3日前

第14条 生徒総会は議長団(議長、副議長、書記)により進行される。

第15条 生徒総会は全会員の3分の2以上の出席により成立する。

第16条 議事審議に際しては、提案理由及び内容の説明、質疑応答、討論、採決の順で行う。

第17条 採決は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。ただし、同数の場合には議長の判断による。

第18条 議長は、次の評決方法により、適切と思われる方法を用いることができる。

- (1) 挙手 (2) 起立 (3) 記名投票
- (4) 無記名投票 (5) その他

第5章 生徒会執行部(以下執行部)

第19条 執行部は生徒会活動を行うにあたり中心となって活動する機関である。

第20条 執行部の構成は以下のとおりとする。

- | | | | |
|-----|----|-----|----|
| 会長 | 1名 | 副会長 | 2名 |
| 書記 | 2名 | 会計 | 2名 |
| 執行員 | 3名 | | |

第21条 執行部は、生徒会長が招集する。

第22条 活動内容

(1) 生徒総会、中央委員会で決定された事項を執行する。

(2) 本会の目的達成に必要な事項を検討し、中央委員会へ議案として提出する。

(3) 担当教員との間に連絡議会を設置し、生徒会の自治的活動に対して助言と指導を得る。

第23条 務め

(1) 会長は、生徒の代表として、執行部を総括するとともにすべての活動に責任を負う。

(2) 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。

(3) 書記は、生徒会に関するすべての記録をとり、それを整理し保管する。また広報活動も担当する。

(4) 会計は、生徒会に関する会計事務を担当し、生徒会の物品を管理する。

(5) 執行部は、執行部の活動に関わる全般的な補佐をする。

第 24 条 執行部役員（会長、副会長、書記、会計）および会計監査は全会員の直接選挙により選出され、任期は 1 年とする。

第 25 条 執行部執行員は以下の方法で選出される。

(1) 役員選挙に当選しなかった候補者のうち、得票数が高いものから 3 名を執行員として選出する。（ただし辞退することもできる。辞退した場合は、そのものを除いて執行員として任命する。）

(2) (1) により選出されない場合は、補欠選挙を行う。

第 26 条 執行部ならびに会計監査は、HR 委員、専門委員、選挙管理委員、臨時委員を兼任することはできない。

第 6 章 中央委員会

第 27 条 中央委員会は生徒総会に次ぐ議決機関である。

第 28 条 本会は、執行部・各専門委員長・HR 委員（各クラス 1 名）・部活動委員長（運動部長、文化部長）により構成される。

第 29 条 本委員会の議長団は、議長 1 名・副議長 1 名・書記 1 名とし、本委員会構成員の中から選出される。

第 30 条 中央委員会は以下の事項を審議・決議する。

- ① 生徒総会提出議案について
- ② 生徒総会の開催を必要としない事項について
- ③ 臨時総会の開催
- ④ 生徒会運営に関する事項について
- ⑤ その他必要と認められる事項について

第 31 条 中央委員会は次の場合生徒会長が召集する。

- ① 議長団が必要と認めた場合。
- ② 委員会構成委員の 3 分の 1 以上の要求があった場合
- ③ 生徒会執行部が必要と認めた場合。

第 7 章 会計監査

会計監査は、直接選挙によって選出された 3 名

で構成される。

第 32 条 会計監査に関する細則

① 会計監査の任務は予算の適正な運用をはかることを目的として、次の通りとする。

- ・決算等の監査
- ・備品の監査
- ・部の活動調査

② 会計監査は、監査結果を中央委員会および生徒総会において報告しなければならない。

第 8 章 専門委員会

第 33 条 本会は、専門委員会として以下の委員会を設置し、主として次の事項を行う。

- ① 体育委員会——体育的行事の企画・運営
- ② 保健委員会——定期健康診断時の係り活動
各行事での救護活動
健康に関する啓発活動
- ③ 美化委員会——清掃・美化活動。環境に関する調査・環境保全に関する啓発活動
- ④ 図書委員会——図書貸出・返却の手続き
図書の紹介・図書新聞の発行
図書室内の環境整備

第 9 章 部活動委員会

第 34 条 部活動委員会は各部から選出された部長により構成される。

第 35 条 部活動委員会は互選により文化部代表、運動部代表を各 1 名選出し、両名とも代表として中央委員会に参加する。

第 36 条 部活動委員会は部活動に伴う相互の連絡・調整などを行う。

第 10 章 選挙管理委員会

第 37 条 選挙管理委員会は、各 HR より選出された 2 名の委員によって構成される。

第 38 条 選挙管理委員会は、互選により委員長 1 名、副委員長 1 名、書記 2 名を選出する。

第 39 条 選挙管理委員会は、選挙管理規定に基づいて、会長 1 名、副会長 2 名、書記 2 名、会計 2 名、執行委員 3 名、会計監査 3 名の選挙業務を行う。

第 40 条 選挙管理委員会は、選挙管理規定に基づいて上記の執行部役員・委員に対する解任に関する業務を行う。

第 11 章 会計

第 41 条 本会の経費は会費その他をもってこれにあてる。

第 42 条 本会の会費は年額 4,200 円とする。

第 43 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

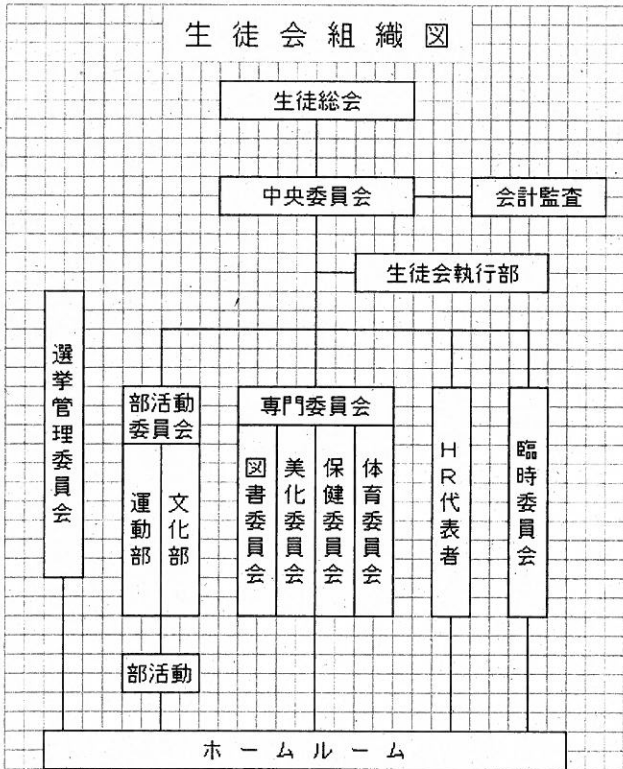
第 44 条 会計運営規定は別に定める。

第 1 2 章 改正

第 45 条 本会則の改正は中央委員会の 3 分の 2 以上の賛成で発議し、生徒総会で 3 分の 2 以上の賛成によって成立する。

第 1 3 章 付則

第 46 条 本会則は、平成 2 0 年 6 月 1 日から施行する。



選挙管理規定

第1条 本規定の選挙は、本校生徒会役員選挙の運営管理に適用される。

第2条 本規定は、生徒会会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、および会計監査3名の直接選挙に関する事項を定める。

第3条 選挙管理委員は被選挙権を有さず、候補者に関する一切の選挙運動をしてはならない。ただし、立候補する場合には当該生徒が立候補の届出をする以前にHR内より人員の補充をしなければならない。

第4条 選挙管理委員会を除く各種委員会に属する者が立候補し、当選したときには、その属する委員会の委員としての職を辞さなければならない。(欠員となった委員はHRから補充する。)

第5条 選挙管理委員は、選挙に関する以下の業務を行う。

- ① 立候補者の受付・管理・開票
- ② 選挙運動の監視
- ③ 立会演説会
- ④ 選挙公報の発行と編集
- ⑤ その他選挙に関わる事項

第6条 本会執行部役員選挙を任期満了までに行う。前役員解任による選挙は解任成立の日より3週間以内に行う。

第7条 公示

本会の選挙に関する公示は投票日の3週間前までに行わなければならない。

第8条 補欠選挙(緊急)

本会執行部役員補欠選挙は、これを行うべき事由が生じた日より3週間以内に行う。

第9条 立候補

立候補の届出は選挙管理委員会指定の用紙に必要事項を記入し、投票日の2週間前までに選挙管理委員会に提出しなければならない。

第10条 信任投票

各選挙において候補者が定員および定員以内のときは信任投票とする。なお信任には、全有効投票数の3分の2以上をもって信任とする。

第11条 投票用紙

投票用紙は、選挙管理委員会の管理する用紙のみを有効とする。

第12条 開票

開票は投票日の当日または翌日、選挙管理委員会が行う。

第13条 無効票

落書きのあるものや白紙投票は無効とする。

第14条 当選

有効投票の最多得票者から順に定員までを当選とする。ただし、執行部執行員の選出に関しては本会会則第5章第25条に定める通りとする。

第15条 選挙活動

選挙活動は選挙管理委員会が定めた期間および方法の範囲内で行う。

第16条 補欠選挙(臨時)

候補者の不信任や候補者が定数に満たないことにより、役員が空席となった場合は3週間以内に補欠選挙を行う。

第17条 解任要求

- ① 中央委員は会員の要求を受け、生徒会執行部役員および会計監査の解任要求を中央委員に申請することができる。
- ② 中央委員開会の議決において、3分の2以上の不信任賛成を得て生徒総会の開催を要求することができる。
- ③ 解任の成立は生徒総会において出席者の3分の2以上の不信任賛成を必要とする。

第18条 補足

本規定の細目については必要に応じて選挙管理委員会が決定することができる。

部活動規定

第1章 総則

第1条 本規定は、本校の部活動の円滑で充実した運営を目的とする。

第2条 部活動委員会は、各部の代表者によって構成される。

第2章 部活動条件

第3条 部活動は年間を通して計画的に行う。(活動回数の目安は原則として週2回以上とする。)

第4条 部には原則として5名以上の構成員を必要とする。

第5条 部には顧問教諭を2名以上必要とする。

第6条 部は、部長、副部長、会計を各1名ずつ選出しなければならない。

第7条 部は、活動日誌を作成し、求めに応じていつでも提出できるようにしておかなければならない。

第3章 部の設立条件

第8条 部の設立は、以下の基準に従う。

1. 活動の目的・内容が明確であり、本校の教育方針に沿っていること。
2. 年間を通して計画的に活動できること。
(活動回数の目安は原則として週2回以上とする。)
3. 活動場所が確保されていること。
4. 原則として5名以上の構成員と、2名以上の顧問教諭がいること。
5. 1～4の条件を全て満たした状態で、設立を申請する直前の4ヶ月以上継続的に予備活動を行っていること。

第4章 部を設立する為の予備活動

第9条 部を設立する為の予備活動を開始するには、発起人が次の事項を執行部に申請しなければならない。予備活動の申請期間は、年1回、10月2日から10月末日までとする。

1. 設立を希望する団体の名称
2. 活動目的、方針

3. 申請を希望する団体に所属する生徒の名簿

4. 顧問名

5. 活動場所

以上の事項を中央委員会および職員会議で審議する。予備活動を開始するには、学校長の承認を得なければならない。

第10条 予備活動開始の審議は、11月に行われる。また予備活動を認められた団体は、翌月より予備活動を開始する。(予備活動中の諸経費は個人負担とする。)

第11条 部を設立するための予備活動は1年を超えることはしない。

第5章 部の設立申請

第12条 部の設立申請の受付は、年1回、4月6日から4月末日までとする。

第13条 部の設立願いが申請されたら、中央委員会、職員会議の審議を経て、生徒総会および学校長の承認を得るものとする。

第14条 部の設立にあたっての審議は、年1回、5月に行われる。又設立を認められた部は、翌月よりその活動を開始する。(ただし当該年度中の諸経費は個人負担とする。)

第6章 廃部について

第15条 4月6日の時点で、継続して1年以上、第2章第3条から7条の活動条件を満たしていない状態が続いている部には、生徒会執行部より、勧告が与えられる。

第16条 勧告を与えられた部がその年の10月末日までに活動内容を改善できない場合は、中央委員会、職員会議において廃部を審議される。部の廃止には、生徒総会および学校長の承認も必要とする。尚、廃部の執行は、翌年度4月からとする。

第17条 当該部より廃部の申し出があった場合は別途検討する。

第7章 活動費について

第18条 部の諸経費は、東京都費、生徒会費および部費（個人負担）によって賄われる。

付則 本規定は平成20年4月1日から施行する。

部の構成人数については、平成21年4月1日から有効とする。